

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料
条例

公布年月日・番号 平成 16 年 3 月 31 日・東京都条例第 60 号

1 概要

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）の施行に伴い、引取業者などの登録等に関する手数料に係る規定を定めるものである。

(1) 趣旨（第 1 条）

地方自治法第 227 条の規定により、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務に関する手数料について定める。

(2) 手数料を徴収する事務等（第 2 条、別表）

事 務	名 称	額	徴収時期
1 法第 4 2 条第 1 項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	6,100 円	登録申請のとき。
2 法第 4 2 条第 2 項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	引取業者登録更新申請手数料	4,200 円	更新申請のとき。
3 法第 5 3 条第 1 項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	フロン類回収業者登録申請手数料	6,100 円	登録申請のとき。
4 法第 5 3 条第 2 項に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	フロン類回収業者登録更新申請手数料	4,200 円	更新申請のとき。
5 法第 6 0 条第 1 項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	解体業許可申請手数料	78,000 円	許可申請のとき。

6	法第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に関する審査	解体業許可更新申請手数料	70,000円	更新申請のとき。
7	法第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	破砕業許可申請手数料	84,000円	許可申請のとき。
8	法第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	破砕業許可更新申請手数料	77,000円	更新申請のとき。
9	法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業変更許可申請手数料	75,000円	変更許可申請のとき。

(3) 手数料の減免（第3条）

知事において特別の必要があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(4) 手数料の不還付（第4条）

既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 施行期日

平成16年7月1日

ただし、別表1の項から4の項までは、平成17年1月1日

3 問い合わせ先

廃棄物対策部産業廃棄物対策課自動車リサイクル担当

直通電話 03(5388)3571

都庁内線 42-867